

◇釧路市図書館資料選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 「釧路市図書館資料収集方針」及び「釧路市図書館資料別選定基準」に基づく収集資料の選定並びに「釧路市図書館資料除籍基準」に基づく資料の除籍を適切に行うため、釧路市中央図書館に釧路市図書館資料選定委員会を設置する。

(選定委員)

第2条 選定委員は、館長が選任する職員をもって構成し、館長が委員長を務める。

(任 務)

第3条 選定委員は教育委員会所管課と協議し、次に掲げる任務を行う。

- (1) 資料の選定、収集計画及び蔵書計画の立案に関すること
- (2) 資料の除籍に関すること
- (3) その他資料収集に関すること

(選定委員会の開催)

第4条 資料選定委員会は、週に一度開催するほか、委員長が必要と認めたときに随時開催する。

(評価)

第5条 適切な資料収集を期するため、外部有識者による資料選定等に関する評価を行う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。